備考　地域に関する実測図を和歌山県教育委員会及び和歌山市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

れルイ四Hス九地九二八メ‖六トイルナ九Hス六地九〇八メマ六ルナメ‖九A一二点八ルナメ‖九ルナ七Kス
る、ナ一一七・点一五X・丨マ五ルナ、ス七六七・点三八X・丨イ七、ス丨マ六一九一八、ス丨マ六、ス五四七
範をス〇〇一一五メ‖九トイ六、スK七・地一九八メ‖七トナメY一トイ三五三五XメY一トイ三K七・地一
囲順七・地八二X・丨マ三ルナメY一A一八点九二X・丨マ五ルス丨‖九ルナ九丨七メ‖丨‖九ルナ七一二点九
。に一四点九九‖三トイ三、ス丨‖九一九四三〇‖〇トイ五、一トマ六、ス〇一・丨マトマ六、ス八七地九〇二
結八四八メマ〇ルナメY一トマ六七三一X六メマ五ルナメY九ルイ三H七・地九トイルイ三K七・地二八X七
ぶ七八X・丨イ一、ス丨‖九ルイ三五メ‖・丨イ九、ス丨‖六、ナ九二四点五ルナ、ナ六六五点四メ‖・
直七メ‖一トナメY一トマ六、ナ九丨丨マ六トナメY一トマ三、ス一一六八、ス九九〇丨マ六
線・丨マ九ルス丨‖九ルイ四、ス九一・トイ四ルス丨‖九ルイ三H七・地九八XY一K七・地九一X・トイ二
に九トイ三、トマ六、ナ〇H七・地五ルナ八、トマ六、ナ九三一五点三メ‖丨‖九K一三点三メ‖三ルナ三
よ三ルナメY一ルイ四、ス〇七一六点七、スメY一ルイ三、ス三地九〇八丨マ六二九一三丨マ一、スメ
っ六、ス丨‖九、ナ〇H七・地九四四Y一丨‖九、ナ九H七・点三〇X・トイルイ三八三五X・トイ八Y一丨
てメY一トマ六、ス四八一二点三七Xメ‖九トマ六、ス四四一〇九メ‖九ルナ、ナ八丨六メ‖一ルナメ‖九ト
囲丨‖九ルイ四H七・地九八〇メ‖丨マ六ルイ三H七・地九七X・丨マ六、ス、ス〇一・丨マ四、ス丨マ六ル
まトマ六、ナ〇九一七点二〇X・丨マトイ三、ナ九五一五点三八‖〇トイ六Y一K七・地八トイ七Y一トイ三、

○文部科学省告示第百四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月三日

文部科学大臣　松野　博一

上欄	名称	東大寺領横江荘遺跡 東大寺領横江荘荘家跡 上荒屋遺跡	久津川車塚・丸塚古墳
	関係告示	昭和四十七年文部省告示第七十八号及び平成十年文部科学省告示第百十七号	昭和五十四年文部省告示第三号
中欄	所在地	石川県白山市横江町	京都府城陽市平川茶屋裏 芭蕉塚古墳 久世小学校古墳 同　久世芝ケ原
	地域	四二六五番一六一五番一五ト五一四番一三三四番一一一一五五四番二一一一一 九、四番一五五、六三四九ル六、五一四八、三一四三三三三〇七一、三二二二 番一六、、六番一〇、六番、番一五、四番一五、三六五五番番番、一三五五四 一六番一一八一五番一二一一四四番一一一四番一〇〇七四一、、一三一四一八 、四三六六番、六一五番、四の五二四番、三一四番番番番、一一三三番番番番 一八、四四一一三、五一一五う六、四一一七、三一、、二一三三四三、、、一 六番一六三、五番一九、四七ち番一四、四番一三、一一、三五四五番一一一、 四一六番番一六一五番一六番実二四番一三一四番一三三一五一八番、三二二一 九、四一、五六、六一四〇、測、五一四九、三一四六五三三番番一一三五五二 番一七、一六番一一、六番一三一五、四番一六、三一八五番、、、三二五二四 二六番一六九一五番一三一四七四番一二一四番一一番番五二一一一三番番番九 四一六四番、六一五番、五・五三四番、三一四番、、番、三三三四一、、番 八、四四一五四、五一四八一六、五一七、三一四一、三五四四番、一一一、 番一六番、五番一九、六番二番一四、四番一四、二三一三二九六、一三二一 二六番、一六一五番一八一平三四番一四三四番一一五三五番番番一三三五二 、四二一五七、六三四二、方、五二四〇、三一四九五四、、、三三〇三五 一七、六七番一二、六番一メ一六、四番一六、三番九六番一一一三二番番〇 六番一四〇一、五番一三二、四丨四番一三、四番一二一、番、、三三三五番、番、 右の地域に介在する道路敷及び水路敷、石川県白山市横江町一四六四番三に東接し、同一四七〇番七に東接するまでの道路敷、同一四五六番一に西接し同一五五九番一に北接するまでの水路敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を石川県教育委員会及び白山市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	一一番、一三番、一四番、一九番 一四三番二
下欄	名称	東大寺領横江荘遺跡	久津川古墳群 久津川車塚古墳 丸塚古墳 芭蕉塚古墳 久世小学校古墳